

15

保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。

- 保険金・給付金等のお支払事由、ご請求手続き等については、「ご契約のしおり—定款・約款」の「主契約について」・「保険金等のご請求について」等をご確認ください。
- 日本生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。**
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり—定款・約款」の「指定代理請求制度について」をご確認ください。）
- 指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。

16

生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。

- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては、以下の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社

・相談窓口 本店：TEL 06-6209-5525 東京本部：TEL 03-5533-1081

・受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）

生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問合せについて

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。
- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ニッセイ
定期保険 EX

ニッセイ定期保険 有配当定期保険（H11）

一定期間の万一の保障を確保できる
満期保険金のない商品です。
保険期間が長期の場合、
資産形成効果があります。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

⚠ この保険は日本生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

引受保険会社



日本生命保険相互会社

NISSAI

ニッセイ

定期保険 EX

あなたが万一のときに、
残されたご家族を支える
安心の保障を
シンプルにご準備いただけます。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

●本店住所 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

●東京本部住所 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

●ご契約に関するご要望や苦情につきましては以下の相談窓口へご連絡ください。

・相談窓口 本店：TEL 06-6209-5525 東京本部：TEL 03-5533-1081
・受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）

●生命保険に関するお手続きやご契約に関する照会につきましては、
以下の連絡先（ニッセイコールセンター）へご連絡ください。

ニッセイコールセンター

TEL 0120-201-021（通話料無料／携帯電話・PHSからもご利用になれます。）

〔受付時間〕月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）

2 商品のしくみについて

- 『ニッセイ定期保険EX』は、日本生命を引受保険会社とする定期保険(生命保険)です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。
- 一定期間の万一の保障を確保できる、満期保険金のない保険です。

POINT 1

ご勇退時の準備

ご勇退時の退職慰労金を準備することができます。

経営者のご勇退時に保険契約を解約されると、一括で受取る「解約払戻金」を勇退退職慰労金の財源として活用することができます。

- 役員の退職慰労金について、税務上の適正水準は、一般に以下のような算式にもとづいて算出されます。**

(税務上の適正水準をこえた場合は損金算入を否認されることもあります。)

適正役員退職慰労金水準		役位別・功績倍率例	
[退職時の最終報酬月額×通算役員在籍年数×功績倍率]方式の場合		会長・社長	2.3~2.5倍
		副社長	2.0~2.2倍
		専務	1.9~2.1倍
		常務	1.8~2.0倍
		取締役・監査役(常勤)	1.5~1.8倍

$$\text{退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{功績倍率}$$

※平成17年度「役員報酬・賞与・退職慰労金」産労総合研究所

POINT 2

万一の保障

万一のときの運転資金等を確保することができます。

経営者が万一のとき一括で受取る「死亡・高度障害保険金」を次のような目的に活用することができます。

- 事業保障資金の財源に**
- 事業承継資金の財源に**
- 死亡退職慰労金・弔慰金の財源に**

POINT 3

保険期間中にご利用できる制度

契約貸付制度を利用することができます。

一時的に資金が必要になったとき、解約払戻金額の7割まで「契約貸付制度」をご利用いただけます。(保険期間満了まで10年以上あることが必要です。)

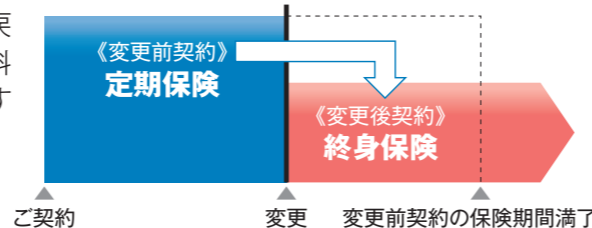
右記【ご提案例】の場合の**65歳時契約貸付可能額 約3,241万円** [65歳時解約払戻金額 約4,631万円×7割]

※詳しくは「12 契約貸付制度について(P11)」をご覧ください。

保険料払込済の終身保険に変更することができます。

保険期間の途中で、変更時の解約払戻金を一時払の保険料に充当し、「保険料払込済の終身保険(払済保険)」に変更することができます。

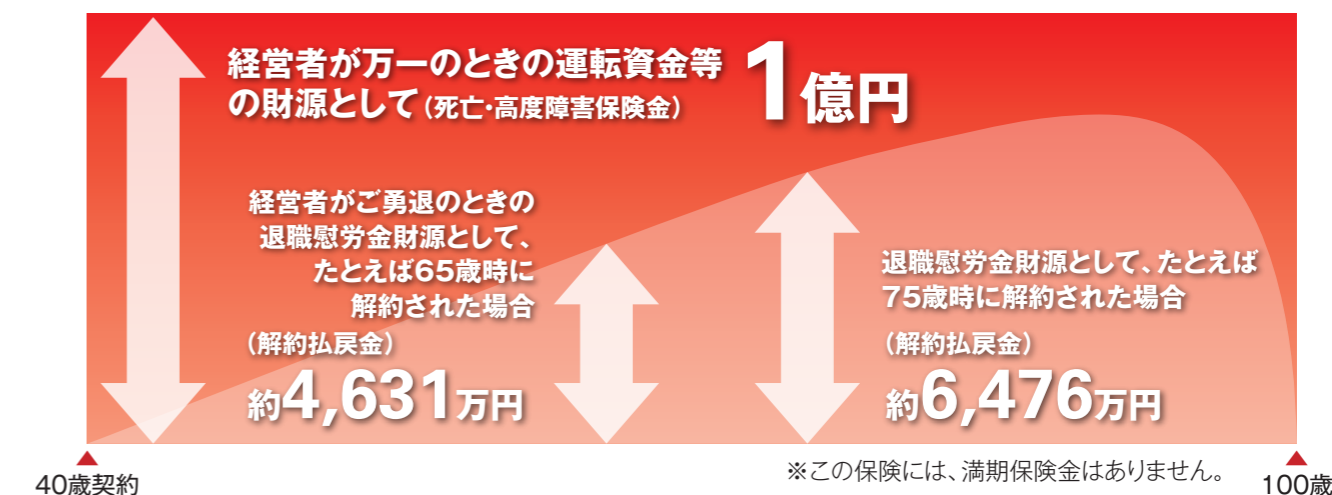
※詳しくは「13 終身保険(払済保険)への変更について(P11)」をご覧ください。



長期保障タイプ

ご提案例

保険期間が長期にわたる経営者向けの定期保険。資産形成効果が高く、退職慰労金の財源準備に適しています。



【ご提案例】

性別・契約年齢	男性・40歳
保険期間・保険料払込期間	100歳満了
保険金額	1億円
【契約形態】	
契約者	法人
被保険者	役員
受取人	法人

【保険料例 年払/口座振替】

保険料(40歳~99歳)	1,952,200円
--------------	------------

〈保険料について〉

●右記の保険料は、平成23年4月1日(計算基準日)現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出した数値です。

●右記に記載のご提案例の保険料は、日本生命の「高額割引制度」を適用した割引後保険料です。

〈将来受取額表について〉

●年間保険料(C)・累計保険料(D)および解約払戻金(E)は、各年の計算基準日の前日における数値であり、年単位の保険料が全額払込まれたものとして算出しています。なお、解約払戻金はご契約時に定められております。

●おからだの状態、ご職業等によって、特別保険料をお払込みいただく場合、特別保険料に対する解約払戻金(E)はありません。したがって、特別保険料をお払込みいただく場合には記載の返戻率(F)は下がります。

将来受取額表

〈左記ご提案例の場合〉

保険年度(年)	死亡・高度障害保険金(万円)	将来受取額表					
		A 経過年数(年)	B 年齢(歳)	C 年間保険料(約 万円)	D 累計保険料(約 万円)	E 解約払戻金(約 万円)	F 返戻率(E÷D)(%)
1	10,000	1	41	195	195	116	59.4
2	10,000	2	42	195	390	294	75.2
3	10,000	3	43	195	585	474	80.9
4	10,000	4	44	195	780	655	83.8
5	10,000	5	45	195	976	838	85.8
6	10,000	6	46	195	1,171	1,022	87.2
7	10,000	7	47	195	1,366	1,208	88.3
8	10,000	8	48	195	1,561	1,395	89.3
9	10,000	9	49	195	1,756	1,583	90.0
10	10,000	10	50	195	1,952	1,773	90.8
11	10,000	11	51	195	2,147	1,957	91.1
12	10,000	12	52	195	2,342	2,143	91.4
13	10,000	13	53	195	2,537	2,329	91.7
14	10,000	14	54	195	2,733	2,516	92.0
15	10,000	15	55	195	2,928	2,704	92.3
20	10,000	20	60	195	3,904	3,658	93.6
25	10,000	25	65	195	4,880	4,631	94.8
30	10,000	30	70	195	5,856	5,580	95.2
35	10,000	35	75	195	6,832	6,476	94.7
40	10,000	40	80	195	7,808	7,291	93.3
45	10,000	45	85	195	8,784	7,970	90.7
50	10,000	50	90	195	9,761	8,419	86.2
55	10,000	55	95	195	10,737	8,172	76.1
60	10,000	60	100	195	11,713	0	0.0

その他の注意事項

- ・当資料における年齢は、すべて「契約年齢」に記載しております。
- ※「契約年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月をこえるものは切上げて計算した年齢をいいます。
【例】35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は36歳になります。
なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。

- ・被保険者のご契約年齢・保険料率・ご提案内容は、計算基準日に基づいて計算しております。
- ・診査および告知の方法については、ご加入をお申し出の際に、改めてご確認ください。

当資料に記載のお支払事由やお取扱いに関する制限事項は、概要や代表事例を示しています。詳しいご検討にあたっては、当書面ならびに「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。

商品のしくみについて

- 『ニッセイ定期保険EX』は、日本生命を引受保険会社とする定期保険(生命保険)です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。
- 一定期間の万一の保障を確保できる、満期保険金のない保険です。保険期間が長期にわたる場合、一定期間において解約払戻金を活用し、資金ニーズに対応することもできます。

POINT 1

万一の保障

一定期間の死亡・高度障害保障を確保いただけます。

死亡・高度障害時の保障を確保いただける満期保険金のないタイプの生命保険です。保険期間中に万一のことがあったときに保険金を受取れますので、その後のご家族の生活費やお子さまの教育費等にご活用いただけます。

●高度障害状態の例 ・ 両眼の視力を全く永久に失ったもの ・ 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 等 ※高度障害状態について、詳しくは **3**「保障内容について(P7)」をご覧ください。

POINT 2

自由に選択

保険期間が「短期の場合」と

「長期の場合」でメリットが異なります。

「短期保障タイプ」の場合、お手頃な保険料で一定期間の保障に的を絞って確保できます。一方、「長期保障タイプ」の場合、長期にわたる保障の確保と同時に将来の資金ニーズに対応できます。

お客様のご要望にあわせて、

保険期間や保険金額を設定していただけます。

保険期間は、5年間の短いご契約から、100歳まで継続する長いご契約まで、ご加入時に日本生命所定の範囲内で設定していただけます。

保険金額は、最低保険金額(「短期保障タイプ:1,000万円 長期保障タイプ:2,000万円」)から10万円単位で設定していただけます。

※詳しくは **5**「お申込範囲やお引受条件等について(P8)」をご覧ください。

短期保障タイプ

ご提案例

お手頃な保険料で一定期間の保障を確保していただける「短期保障タイプ」。

【ご提案例】

性別・契約年齢	男性・30歳
保険期間・保険料払込期間	10年満了
保険金額	3,000万円
【保険料例】月払/口座振替扱	
保険料(30歳~39歳)	7,170円
初回更新時保険料(40歳~49歳)	10,800円

※2回目以降更新時保険料については **9**「ご契約の更新について(P10)」の保険料表にてご確認ください。

一定期間の死亡保障に的を絞ったタイプですので、お手頃な保険料となります。

※更新時の保険料は更新日の年齢・保険料率により改めて計算するため、同一の保障内容で更新される場合、通常更新前より高くなります。



解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。

※詳しくは **10**「解約払戻金について(P10)」をご覧ください。

ご加入後の健康状態に関わらず、最長80歳までご契約を継続(更新)することができます。

※詳しくは **9**「ご契約の更新について(P10)」をご覧ください。

年齢別保険料例

(左記ご提案例の場合)

契約年齢	保険料(月払・口座振替扱)	
	男性	女性
20歳	6,210円	4,920円
25歳	6,510円	5,400円
30歳	7,170円	6,030円
35歳	8,430円	6,900円
40歳	10,800円	8,190円
45歳	14,730円	10,230円
50歳	20,250円	12,420円
55歳	27,960円	15,060円
60歳	41,190円	20,130円
65歳	64,170円	29,610円
70歳	101,670円	47,760円

※更新時の保険料については **9**「ご契約の更新について(P10)」の保険料表をご覧ください。

長期保障タイプ

ご提案例

長期にわたる保障の確保に加え、将来の資金ニーズにも対応できる「長期保障タイプ」。

【ご提案例】

性別・契約年齢	男性・30歳
保険期間・保険料払込期間	100歳満了
保険金額	3,000万円
【保険料例】	
月払/口座振替扱	
保険料(30歳~99歳)	39,720円

ご加入時から保険料は一定で変わりません。



保険期間が長期にわたるため、解約払戻金を活用し、将来の資金ニーズに対応することができます。

※詳しくは **10**「解約払戻金について(P10)」をご覧ください。

保険期間が95歳・100歳満了の場合、保険期間より短い期間で保険料のお払込みを終了させることもできます。

※詳しくは **5**「お申込範囲やお引受条件等について(P8)」をご覧ください。

年齢別保険料例

(左記ご提案例の場合)

契約年齢	保険料(月払・口座振替扱)	
	男性	女性
20歳	31,080円	25,770円
25歳	34,980円	28,860円
30歳	39,720円	32,520円
35歳	45,570円	36,900円
40歳	52,830円	42,180円
45歳	61,920円	48,690円
50歳	73,530円	56,730円
55歳	88,500円	66,930円
60歳	108,510円	80,430円
65歳	136,500円	98,970円
70歳	176,010円	125,100円

! 保険料について

- ・上記に記載の保険料は、平成23年4月1日(計算基準日)現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出した数値です。
- ・上記に記載のご提案例の保険料は、日本生命の「高額割引制度」を適用した割引後保険料です。

! その他の注意事項

- ・当資料における年齢は、すべて「契約年齢」で記載しております。
- ※「契約年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月をこえるものは切上げて計算した年齢をいいます。
- 【例】35歳7カ月の被保険者の年齢は36歳になります。
- なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢をいいます。
- ・被保険者のご契約年齢・保険料率・ご提案内容は、計算基準日に基づいて計算しております。

- ・診査および告知の方法については、ご加入をお申し出の際に、改めてご確認ください。

当資料に記載のお支払事由やお取扱いに関する制限事項は、概要や代表事例を示しています。詳しいご検討にあたっては、当書面ならびに「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。

3 保障内容について

- 保険期間中に被保険者がお支払事由に該当された際に保険金をお支払いします。

名称	お支払事由	お支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に生じた傷害または疾病が原因で日本生命所定の高度障害状態になられたとき*1		被保険者*2

*1 日本生命所定の高度障害状態とは「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表3」に定める状態をいい、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。

*2 ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は、受取人はご契約者となります。

- **日本生命所定の高度障害状態に該当し高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

- お支払事由が生じても保険金等をお支払いすることができない代表的な事例は以下のようなものです。詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」の「保険金等をお支払いできない場合について」をご確認ください。

【例】(死亡保険金について)

- ・ 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(この場合、ご契約者に責任準備金をお支払いします)
 - ・ ご契約者の故意によるとき(この場合、ご契約者に解約払戻金をお支払いします)
- (高度障害保険金について)
- ・ ご契約者または被保険者の故意によるとき

▶ **お支払いの対象となる高度障害状態とは** 詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表3」をご覧ください。

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの ※1

<p>○ お支払いできる場合</p> <p>事故による負傷で両眼の損傷が著しく、(両眼球摘出手術を行った場合等)回復の見込みがない場合。</p>	<p>✕ お支払いできない場合</p> <p>がんけんかすい 眼瞼下垂(筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって目がよく開かない状態)による視力障害の場合。(視力低下ではないことから視力を失ったものとみなしません。)</p>
---	--

② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ※2

<p>○ お支払いできる場合</p> <p>こうとう 喉頭がんにより喉頭全摘手術を行い、言語を発することができなくなった場合。</p>	<p>✕ お支払いできない場合</p> <p>えんげ 消化器の障害や、嚥下障害(のみ込みの障害)のために、流動食しか摂取できなくなった場合。(そしゃく機能の障害ではないことから、そしゃくの機能を失ったものとみなしません。)</p>
--	--

- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ※3
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ※3
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※1 「視力を全く永久に失ったもの」とは…きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

※2 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは…「そしゃく」とは「かむ」ことを言い、これを行う部分(上顎・下顎等)の障害によって流動食(かゆ食は含まれません)しか摂取できなくなった状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

※3 「常に介護を要するもの」とは…食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

- 保険料のお払込みの免除について
次の状態に該当されたときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

<p>保険料のお払込みの免除事由</p>	<p>被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日を含めて180日以内に日本生命所定の身体障害の状態になられたとき*</p>
----------------------	---

*日本生命所定の身体障害の状態とは「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表4」に定める状態をいい、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。

(保険料のお払込みの免除には制限があります。)

保険料のお払込みの免除事由に該当しても、保険料のお払込みを免除できない代表的な事例は以下のようなものです。詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」の「主契約について」をご確認ください。

【例】ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

4 指定代理請求制度について

- 指定代理請求制度とは、ご契約者が被保険者の同意を得て、「指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則」を付加し、指定代理請求人を指定することにより、日本生命所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合
- 日本生命が認める傷病名を知らされていない場合
- その他これに準じる状態であると日本生命が認めた場合

*日本生命所定の身体障害の状態とは「ご契約のしおり一定款・約款」の「約款 別表4」に定める状態をいい、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。

- 指定代理請求人は1名とし、次の範囲内からご指定いただきます。なお、指定代理請求人は保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

・ ご契約者は被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

・ 上記の範囲内であっても保険金等のご請求時に、指定代理請求人のご請求の意思表示が困難で手続きができない場合には、指定代理請求人の親権者や後見人等による請求手続きはできませんので、ご注意ください。

5 お申込範囲やお引受条件等について

- 契約年齢範囲について

保険期間20年以下			保険期間20年超			
保険期間 保険料払込期間	被保険者の年齢 (契約年齢)	被保険者の年齢 (契約年齢)	保険期間	保険料 払込期間	被保険者の年齢 (契約年齢)	
年満了	5年・10年	15歳～75歳	歳満了 (全期払)	60歳	20歳～39歳	
	15年	15歳～70歳		65歳	20歳～44歳	
	20年	15歳～65歳		70歳	20歳～49歳	
歳満了	55歳	35歳～50歳		75歳	20歳～54歳	
	57歳	37歳～52歳		80歳	20歳～59歳	
	60歳	40歳～55歳		85歳	20歳～64歳	
	65歳	45歳～60歳	90歳	20歳～69歳		
	70歳	50歳～65歳	95歳	20歳～74歳		
	75歳	55歳～70歳	歳満了 (短期払)	100歳	20歳～79歳	
	80歳	60歳～75歳		95歳 100歳	40歳～65歳*1	20歳～55歳
	85歳	65歳～75歳			66歳～70歳*1	35歳～60歳
			71歳～75歳*1		50歳～65歳	
				76歳～79歳*1	60歳～69歳	
				80歳	60歳～74歳	

*1 10年未満となる保険料払込期間はお取扱いできません。

※「年満了」とは保険期間が満了する年を「ご契約の経過年数」で定めたものです。「歳満了」とは保険期間が満了する年を「被保険者の年齢」で定めたものです。

- 保険金額について

	被保険者の年齢(契約年齢)				
	15歳	16歳～20歳	21歳～25歳	26歳～65歳	66歳～79歳
最高保険金額*2 *3	1,000万円	5,000万円	2億円	3億円	2億円
最低保険金額*3	「保険期間20年以下」の場合:1,000万円 「保険期間20年超」の場合:2,000万円				

*2 現在日本生命でご加入のご契約の保険金額と合計した際の限度額です。

*3 保険金額の設定は10万円単位となります。

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、お申込みに関して被保険者の同意が必要です。

- 実際のお申込みにあたっては、被保険者の年齢、保険期間、診査方法、現在ご加入のご契約の状況等によって、上記のお申込範囲やお引受条件が異なります。

6 保険料等について

- 保険料払込方法や払込経路については、以下の中からお選びいただけます。(ご契約内容等によってはお取扱いできないものもございます。)
- 保険料は、お申込みいただくご契約および既にご加入のご契約の保険金額、保険期間等のお引受条件、保険料払込方法、払込経路等に応じて定められます。

項目	お選びいただける払込方法・払込経路
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込経路	【初回保険料】 ● 日本生命が指定する所定の口座にお振込みいただきます。 【2回目以降の保険料】 ● 以下のいずれかの払込経路からお振込みいただきます。 ① 口座振替によりお振込みいただく方法(口座振替扱) ② クレジットカードによりお振込みいただく方法(クレジットカード扱) ③ 日本生命が指定する所定の口座にお振込みいただく方法(振込扱)

- 保険料の一括払込について(月払の場合)
 - ・ 当月分以後の3カ月分以上12カ月分以下の保険料をまとめてお振込みいただきますと、日本生命所定の利率で保険料を割引きます。
 - ・ 一括払込していただいた回数以後の保険料は、払込期月の到来ごとに毎回お振込みいただく必要があります。
 - ・ ご契約が一括払込途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、保険料一括払込金の残額があれば払戻します。
- 保険料の前納について(半年払・年払の場合)
 - ・ 将来の年払または半年払保険料を、日本生命所定の方法により、あらかじめご指定いただいた回数分だけまとめてお振込みいただきますと、基本保険料率を基準として日本生命所定の利率で保険料を割引きます。
 - ・ まとめてお振込みいただいた保険料は、日本生命所定の利息をつけて積立てておき、契約応当日ごとに保険料に充当します。
 - ・ 前納していただいた回数以降の保険料は、払込期月の到来ごとに毎回お振込みいただく必要があります。
 - ・ ご契約が前納途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、保険料前納金の残額があれば払戻します。

お申込みいただくご契約の「保険料」等については、「設計書」「申込書」等にて必ずご確認ください。

7 高額割引制度について

- 今回おすすめるプランの割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合には、さらに優遇された割引を適用します。
- 保険金のお支払いや減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

8 つづけるほど配当について

ご契約の毎年の収支(運用・保険関係の収支等)に応じて、ポイントが累積されます。

累積されたポイントに応じて、契約日から5年ごとに配当金をお支払いしますので、ご契約を長く続けていただくほど、配当金が増えていきます。(契約日が平成11年4月2日以降の日本生命所定のご契約に適用されます。)

- 毎年のポイント加算
ご契約の毎年の収支に応じて、ポイントを加算します。したがって、ご契約を長くつづけていただくほどポイントがたまっていきます。
- 5年ごと配当金
5年ごとに、ご契約の収支に応じて、1ポイント当たりの配当率を決め、その時点のポイント残高に応じて、配当金をお支払いし、日本生命所定の利息をつけて積立てます。(ご契約者から請求があったとき、またはご契約が消滅したとき等にお支払いします。)したがって、ご契約をつづけていただくほど、保険期間を通じてお受取りになる配当金の総額は大きくなります。
- 契約消滅時等の配当金
保険金のお支払いによりご契約が消滅する等の場合には、その時点のポイント残高に応じた金額を、配当金としてお支払いします。

*ご契約の収支によっては、ポイントが加算されない場合や配当金をお支払いしない場合もあります。

9 ご契約の更新について

- **当商品は保険期間が満了しても、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。なお、更新を希望されない場合は、保険期間満了日の2カ月前までに更新しない旨をお申し出ください。**

・ 更新は更新日における被保険者の年齢が75歳以下で、かつ、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳以下の範囲内でお取扱いします。

- ・ **更新後のご契約には更新日の約款を適用し、保険料は更新日の被保険者の年齢・保険料率により計算します。(同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は通常更新前より高くなります。)**

・ 更新後の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までにお振込みください。

・ 更新後の保険期間は、次のとおりです。なお、保険期間満了日の2カ月前までにご契約者からお申し出があれば、日本生命所定の範囲内で保険期間を変更することができます。

① 更新前のご契約の保険期間が年満了(5年・10年満了等)のとき、更新後の保険期間は更新前と同一とします。

② 更新前のご契約の保険期間が歳満了(55歳・60歳満了等)のとき、更新後の保険期間は10年満了とします。

上記にかかわらず、更新時または次回以降の更新の際、上記の更新のお取扱範囲外となるときは、80歳満了に保険期間を変更して更新します。ただし、主契約の保険料のお払込みが免除されている場合は、保険期間の変更はできません。

・ 更新後の保険金額・保険料の払込方法や払込経路については、更新前と同一とします。なお、保険期間満了日の2カ月前までにご契約者からお申し出があれば日本生命所定の範囲内で保険金額等を減額したり、保険料の払込方法や払込経路を変更することができます。ただし、主契約の保険料のお払込みが免除されている場合は、保険金額等の減額はできません。

- ・ **特別条件付保険特約が付加されている場合は、ご契約の更新はできません。**

- P5.6「保険期間が『短期』の場合」のご提案例の更新時保険料例は以下のとおりです。

更新時年齢	更新時保険料(月払・口座振替扱)		更新時年齢	更新時保険料(月払・口座振替扱)	
	男性	女性		男性	女性
30歳	7,170円	6,030円	55歳	27,960円	15,060円
35歳	8,430円	6,900円	60歳	41,190円	20,130円
40歳	10,800円	8,190円	65歳	64,170円	29,610円
45歳	14,730円	10,230円	70歳	101,670円	47,760円
50歳	20,250円	12,420円			

・ 左記保険料は、平成23年4月1日(計算基準日)現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出した数値です。

10 解約払戻金について

- 解約払戻金は、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の満了が近づくと次第に減少し、満了時にはなくなります。**解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額となります。**

11 お取扱内容の制限について

●各種制度のお取扱いに関する制限

- 契約転換制度や契約貸付制度、終身保険（払済保険）への変更等、銀行等の金融機関では実施していない取扱いがあります。
- ・契約転換制度とは、ご加入いただいたご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金等の合計額（転換価格）を新しいご契約の一部に充当して、保障内容を充実していただく制度です。
 - ＊平成23年2月現在のお取扱いをご説明しております。ご加入後、保障内容の見直しをご検討の場合には、その時点での最新の制度をご案内いたしますので、日本生命までお申し出ください。

12 契約貸付制度について

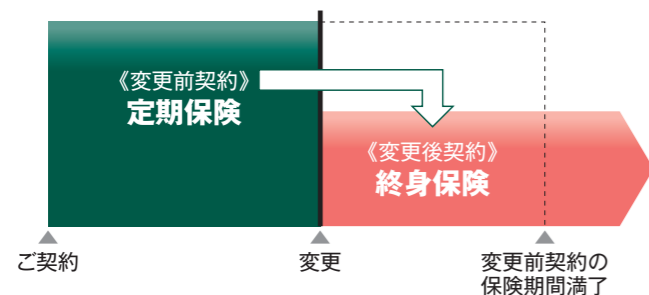
●ご契約期間中にお金をご入用のときは、一時的に必要な資金をお貸しする「契約貸付制度」をご利用いただけます。この制度は、保険期間が20年超の場合にご利用いただけます。貸付金額の範囲は、主契約の解約払戻金額の7割以内です。

- ・保険期間が20年以下の場合、または貸付日から保険期間満了日までの期間が10年未満の場合等はお取扱いできません。
- ・契約貸付を行った場合、以降の保険料を継続してお払込みいただいている場合でも、貸付元利金額のご返済がなければ、解約払戻金の減少や貸付金に利息がつくことにより保険期間の途中でご契約が失効する場合があります。
- ・契約貸付の貸付元利金額が解約払戻金額をこえた場合、ご返済がなければご契約は失効します。
- ・保険金、解約払戻金のお支払時、また、払済保険金額を計算する際等には、貸付元利金額を差引精算します。

13 終身保険（払済保険）への変更について

●保険期間の途中で、変更時の解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の終身保険（払済保険）に変更することができます。変更後の保険料のお払込みは不要となります。（保険期間が長期のご契約〈例えば95歳満了〉等の場合にご利用いただけるお取扱いです。）

〈主契約の保険料払込期間中の変更〉



- ・払済保険金額は、変更前契約の解約払戻金額、変更日の保険料率・被保険者の年齢によって計算し、変更前契約の保険金額以下となります。
- ・変更後は新たに特約を付加することができません。
- ・払済保険には変更日の終身保険普通保険約款を適用します。
- ・特別条件付保険特約が付加されており、かつ、特別保険料払込中の場合等はお取扱いできません。
- ・払済保険金額が、日本生命の定める限度額を下回る場合等はお取扱いできません。

「特にご注意ください事項」のポイント

- 1 申込日または「第一回保険料充当金領収証」のお受取日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。（クーリング・オフ制度） P.13
- 2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください。（告知義務）
正しく告知いただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。 なお、生命保険募集人や生命保険面接士に告知をお受けする権限はありません。 P.13
- 3 日本生命の確認担当職員または日本生命が委託した確認担当者が、お申込内容、告知内容、保険金・給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。 P.14
- 4 日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了したときから、ご契約上の保障を開始します。（責任開始期） P.14
- 5 **保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。** P.14
- 6 保険料は所定の払込方法で払込期月内にお払込みください。
猶予期間内にお払込みがない場合にはご契約は失効します。 P.15
- 7 主契約や特約が更新タイプのご契約の場合、あらかじめ更新しない旨のお申し出がない限り、自動的に更新します。**更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。** P.15
- 8 **解約の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となり、場合によってはゼロとなることもあります。** P.15
- 9 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。 P.16
- 10 この商品は預金ではありません。 P.16
- 11 日本生命は相互会社です。相互会社では、ご契約者が社員となります。 P.16
- 12 **「既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みをされる場合」は、お客様にとって不利益となる場合があります。** P.16
- 13 お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。 P.17
- 14 お申込みの生命保険の税金について（平成23年2月現在） P.17～P.18
- 15 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。 P.19
- 16 生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。 P.19

1 申込日または「第一回保険料充当金領収証」のお受取日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。(クーリング・オフ制度)

- 申込者またはご契約者は、ご契約の申込日(「ご契約のしおり-定款・約款」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日)または「第一回保険料充当金領収証」をお受取りいただいた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
- ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除があった場合には、お払込みいただいた金額は、全額お返しします。
- 日本生命指定の医師による診査の後や、ご契約の成立後に保障内容を変更(特約の増額、特約の途中付加等)されたりご契約を復活されたりする場合は、お申込みの撤回やご契約の解除はできません。

お申出方法

- ①ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、日本生命宛お申し出ください。
- ②書面には、お申込みを撤回する意思を明記し、申込者またはご契約者の氏名・住所および「第一回保険料充当金領収証」の表面上部の領収証No.を記入のうえ、申込書に押された印と同一印を押印してください。

書面の郵送先

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイ窓販事務センター

2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください。(告知義務)
正しく告知しただけなかった場合には、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。なお、生命保険募集人や生命保険面接士に告知をお受けする権限はありません。

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。**
- 告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項であるため、ご加入、復活またはご契約内容の変更にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「告知書」または日本生命指定の医師の質問によりおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 募集代理店(金融機関)の担当者(生命保険募集人)や生命保険面接士に口頭でお話しまたは資料提示されただけでは「告知」にはなりませんので、ご注意ください。**
- 傷病歴等がある場合でも、その詳細やお申込内容・ご請求内容によってはお引受けすることがあります。(特別な条件をつけてお引受けすることやご契約をお断りすることもあります。)
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知いただいた場合、責任開始日から2年以内であれば、日本生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合は、保険金・給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

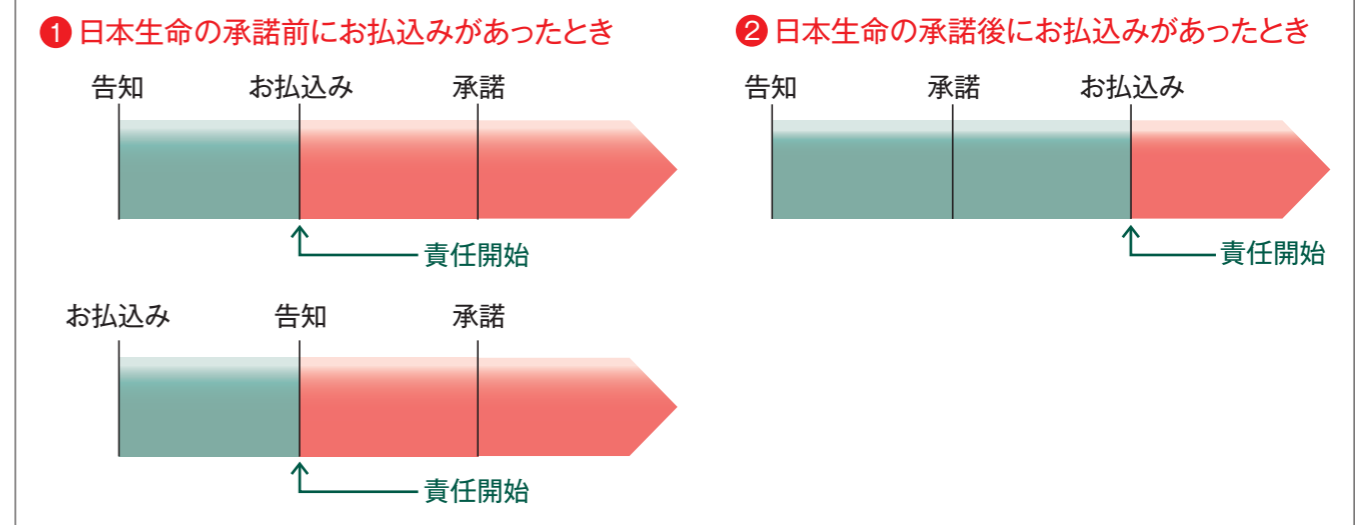
責任開始前に傷病等が生じている場合について

- 高度障害保険金・入院給付金等は、**原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始前に生じている場合は、お支払いの対象にはなりません。ただし、責任開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院等、約款に特に定めがある場合はお支払いの対象となります。**

3 日本生命の確認担当職員または日本生命が委託した確認担当者が、お申込内容、告知内容、保険金・給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

4 日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了したときから、ご契約上の保障を開始します。(責任開始期)

- 生命保険募集人は、お客様と日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客様からのお申込みに対して日本生命が承諾したときに、ご契約は成立します。



5 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合**
- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺
- ご契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失 等
- 原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始前に生じている場合**
(責任開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院等、約款に特に定めがある場合はお支払いの対象となります。)
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約または特約が取消または無効とされた場合
(この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。)
- 保険金を詐取する目的で事故を招いたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約または特約が解除された場合
- 告知義務違反によって、ご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した後に保険金・給付金等のお支払事由に該当した場合

6

保険料は所定の払込方法で払込期月内にお払込みください。
猶予期間内にお払込みがない場合には
ご契約は失効します。

保険料の払込猶予期間について

- 保険料は「保険証券」に記載の払込期月内にお払込みください。
- なお、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

- 年払・半年払契約 → 払込期月の翌月1日から翌々月の月ごと応当日までです。
 - ・月ごと応当日がない場合は、翌々月の末日まで
 - ・契約応当日または半年ごと応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
- 月払契約 → 払込期月の翌月1日から末日までです。

*ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日を契約応当日といいます。また、月ごと応当日、あるいは半年ごと応当日といったときは、それぞれ各月、あるいは半年単位の契約日に対応する日をいいます。

ご契約の失効・復活について

- お払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います。(失効)
- ご契約が失効している場合は、お支払事由が生じても保険金等をお支払いできません。
- この商品には、保険料を自動的にお立替えする制度(保険料の自動振替貸付制度)はありませんので、保険料払込の猶予期間が過ぎますとご契約は失効します。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて**3年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。**この場合、告知(または診査)と、お払込みを中止されたときから復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料のお払込みが必要です。ただし、**健康状態等によっては復活をお断りすることがあります。**
- ご契約の復活を日本生命が承諾した場合には、**告知(または診査)と未払込保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約の保障が開始されます。**

7

主契約や特約が更新タイプのご契約の場合、あらかじめ更新しない旨のお申し出がない限り、自動的に更新します。
更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。

- 主契約や特約が更新タイプのご契約の場合、**更新後の保険料は、更新日の年齢・保険料率により計算します。(同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。)**

8

解約の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料(*)の合計額よりも少ない金額となり、
場合によってはゼロとなることもあります。

- お払込みいただいた保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや保険事業の運営費用にあてられますので、解約払戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約払戻金の額は、ご契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。
- *ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、お払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回ることがあります。

9

生命保険会社が破綻した場合等には、
保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

10

この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- この商品に関して、お支払事由が発生した場合、保険金等のお支払いに関する判断は日本生命が行います。
- この商品に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

11

日本生命は相互会社です。
相互会社では、ご契約者が社員となります。

- 相互会社は、ご契約者が契約の当事者となると同時に、社員として事業運営に参加する保険事業独自の会社形態です。日本生命は保険業法に基づき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

12

「既にご加入のご契約を解約・減額して、
新たなご契約のお申し込みをされる場合」は、
お客様にとって不利益となる場合があります。

- 解約・減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額された場合は、解約・減額せずにご契約を継続された場合に比べて、配当金が少なくなります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、健康状態等によってはご契約をお断りすることがあります。また、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除や詐欺による取消の規定等が適用されます。詳しくは、**2**「健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」の項をご確認ください。
- 新たなご契約については、**責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、または原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時に生じている場合等には、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。**
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、**新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。**
- 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・途中付加をする方法等もありますので、合わせてご確認ください。(見直し方法については、会社によって取扱いが異なります。詳しくはそれぞれの保険会社に直接お問合せください。)
- 現在ご加入されている保険契約の内容の確認や、新たな保険契約のお申し込みにあたってのご判断は、お客様自身で行ってください。

13 お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。

- 「個人情報保護方針」(抜粋)
利用目的
お客様の個人情報は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
(1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
(2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
(3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(4) その他保険に関連・付随する業務

14 お申込みの生命保険の税金について(平成23年2月現在)

- 税務の取扱い等については、平成23年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱い等については税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

◇ 法人の税務取扱いについて〔契約者・受取人が法人の場合〕

保険料について

●下表の区分に応じて、保険料の経理処理を行ってください。

A: 1 / 2 損金タイプ	長期平準定期保険	保険期間満了年齢>70歳 かつ ご契約時の年齢+(保険期間×2)>105
B: 全額損金タイプ	長期平準定期保険に該当しないもの	上記(A)以外

・法人税基本通達9-3-5
(昭和62年6月16日直法2-2(例規) (平成20年2月28日課法2-3、課審5-18により改正)
「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」

A: 1 / 2 損金タイプ

- ①保険期間の当初6割相当期間(※)
保険料のうち1/2を損金に算入し、残りを前払保険料として資産計上します。
- ②保険期間の残余4割相当期間
保険料の全額を損金算入するとともに、①により資産に計上した前払保険料の累計額を残余の保険期間で均等に取崩して損金算入します。

借方	貸方
定期保険料 ×××××円	当座預金 ×××××円
前払保険料 ×××××円	

借方	貸方
定期保険料 ×××××円	当座預金 ×××××円
	前払保険料 ×××××円

(※) 1年未満の端数がある場合には、その端数を切捨てた期間

B: 全額損金タイプ

保険料は期間に関らず全額を損金算入してください。

借方	貸方
定期保険料 ×××××円	当座預金 ×××××円

死亡・高度障害保険金について

- 死亡・高度障害保険金を受取った場合、前払保険料(※)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取った死亡・高度障害保険金との差額は「雑収入」として益金に算入してください。

借方	貸方
当座預金 ×××××万円	前払保険料(※) ×××××万円
	配当金積立金 ×××円
	雑収入 ×××××万円

(※) 1/2損金タイプの場合のみ

解約払戻金について

- 解約払戻金を受取った場合、前払保険料(※)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取った解約時受取額との差額は「雑収入(雑損失)」として益金(損金)に算入してください。

借方	貸方
当座預金 ×××××万円	前払保険料(※) ×××××万円
	配当金積立金 ×××円
	雑収入 ×××××万円

(※) 1/2損金タイプの場合のみ

配当金について

- 配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて「雑収入」として益金に算入してください。

借方	貸方
配当金積立金 ×××××円	雑収入 ×××××円

*積立通知に記載されているポイントについては、経理処理を行う必要はありません。

◇ 個人の税務取扱いについて

保険料について

- 1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額からその年度に支払われた配当金を差引いた額(年間正味払込保険料)が生命保険料控除の対象となります。年間正味払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が少なくなります。

*生命保険料控除の対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約です。

■ 所得税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下のとき	全額
25,000円をこえ 50,000円以下のとき	25,000円+(正味払込保険料 -25,000円)×1/2
50,000円をこえ 100,000円以下のとき	37,500円+(正味払込保険料 -50,000円)×1/4
100,000円をこえるとき	一律50,000円

■ 住民税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下のとき	全額
15,000円をこえ 40,000円以下のとき	15,000円+(正味払込保険料 -15,000円)×1/2
40,000円をこえ 70,000円以下のとき	27,500円+(正味払込保険料 -40,000円)×1/4
70,000円をこえるとき	一律35,000円

*平成24年1月1日以後締結される契約にかかる保険料から、所得税の控除限度額が4万円、住民税の控除限度額が2.8万円となります。(新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の合計控除限度額が、所得税は12万円、住民税は7万円となります。)

死亡保険金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。(保険料負担者は契約者として記載しています。)

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税